



# 国民健康保険の手続きを忘れず！

就職、退職、出生、引越し...

こんなときは**14日以内**に国保への届出が必要です

就職や退職したときに、ついつつかり「国保の手続きを忘れていた！」ということがあります。ありませんか？

病気やケガはある日突然やってくる。いざというときに安心して医療が受けられるように、国保の手続きをしましょう。

## 国民健康保険加入者が会社の保険に入ったとき

会社で健康保険に入ったときは、国保を脱退する届出が必要です。

届出に必要なものは5ページの表をご覧ください。

### ■脱退の届出が遅れると...

資格がなくなつた国保の保険証で病院にかかってしまうと、国保がいったん負担した

医療費を返していただくことになりす。

また、社会保険などの健康保険料と国保税を二重に納めてしまうことがあります。

### 12月に会社に入って、5月に国保脱退の届出をした場合

国保の資格喪失 ←		届出をしてなかった期間				→ 届出
12月	1月	2月	3月	4月	5月	

健康保険の保険料と国保の保険税を二重に支払うことがあります  
 国保の保険証で受診すると国保負担分を返していただくこととなります

## 会社をやめたとき

会社をやめた場合、次のうちいずれかの手続きをする必要があります。

- ・ 再就職先の健康保険等に入る。
- ・ 他の家族の健康保険に加入する。(所得制限あり)
- ・ 健康保険を任意継続する。
- ・ 任意継続：健康保険の被保険者期間が2か月以上あれば引き続き2年間までその健康保険に加入することができます。退職後、20日以内に全国健康保険協会に本人が手続きをすることになります。
- ・ 国民健康保険に加入する。

### ■加入の届出が遅れると...

最大3年さかのぼって国保

税がかかります。国保税は、加入の届出が遅れても、前の健康保険がきれたときや、他の市町村から転入したときにさかのぼって納めることとなります。このようなことにならないためにも、14日以内に加入の届出をしましょう。

### 12月に会社をやめて、5月に国保の加入の届出をした場合

国保の資格発生 ←		届出をしてなかった期間				→ 届出
12月	1月	2月	3月	4月	5月	

この期間は、保険証がないので医療費全額負担となります  
 12月までさかのぼって、国保税を納めることとなります

## 定年退職を迎えたとき

定年などで、長年勤めた会社を退職し、年金を受けている国保加入者とその家族は、

退職者医療制度を受けることとなります。(65歳を迎えるまで)

### ●退職者医療制度に該当する人

- ・ 国保に加入している人。
- ・ 厚生年金や共済組合などから老齢年金を受けていて、これらの年金加入期間が20年以上(もしくは40歳以降に10年以上)ある人。
- ・ 退職者医療加入者本人の配偶者やその家族。

届出に必要なものは5ページの表をご覧ください。

※定年退職後は、2年間任意継続(会社をやめたときを参照)もできますので、任意継続がきれた後に、国保加入の手続きをしてください。





**世帯全員又は一部に次のようなことがあった時には、必ず14日以内に国民健康保険係まで届出をしてください**

	こんなとき	届出に必要なもの
国保にはいるとき	他の市町村から転入したとき	印鑑、転出証明書(先に市民係で転入届を出してください)
	職場の健康保険等をやめたとき	印鑑、健康保険喪失証明書
	健康保険の任意継続ができたとき	印鑑、健康保険任意継続被保険者資格喪失(予定)通知書又は任意継続の保険証、最後に納めた健康保険料の領収書
	子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子手帳、世帯主の銀行の通帳、出生証明書(先に市民係で出生届を出してください)
国保をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	印鑑、保険証(先に市民係で転出届を出してください)
	職場の健康保険等に加入したとき	印鑑、保険証、職場の健康保険証(又は健康保険加入証明書)
	国保の加入者が亡くなられたとき	印鑑、保険証、喪主の銀行の通帳、死亡診断書(先に市民係で死亡届を出してください)
その他	退職者医療制度の対象となったとき	印鑑、保険証又は健康保険資格喪失証明書、年金証書(加入期間が記載されたもの)
	住所・氏名・世帯主が変わったとき	印鑑、保険証(先に市民係で住民票の異動届を出してください)
	世帯を分けたり、一緒になったとき	印鑑、保険証(先に市民係で住民票の異動届を出してください)
	修学のため他の市町村に住むとき	印鑑、保険証、在学証明書(毎年必要です)
	保険証をなくしたとき	印鑑、身分を証明するもの(運転免許証など)

「健康保険加入証明書」及び「健康保険喪失証明書」は会社等で記入してもらいます。証明書の用紙は国民健康保険係の窓口にもあります。

☎市民課国民健康保険係 ☎(24)2111 内線 232・233 番

**国保加入の方へ**

**受診されましたか？**

**特定健診**

**1月31日まで**

特定健診は、メタボリックシンドロームの予防・改善を目的に昨年度から実施している健康診断です。

市では、国で決められた項目のほか  
に血糖検査・腎機能検査も実施しています。

**対象** 40歳以上75歳未満の方

**有効期限** 1月31日まで

※74歳の方は誕生日前日まで

**健診料金** 無料

※国保係から送付している受診券が必要です。紛失した方には再発行できます。

また、今年4月以降に国保に加入された方にも発行しますので、該当する方は連絡ください。

**受診手続き** 指定健診医療機関へあらかじめ電話をして、健診日時を予約してください。

**保健指導** 特定健診の結果から保健指導が必要な方には、保健センターの保健師や栄養士が保健指導を行います。

生活習慣病の予防や重症化防止のため、特定健診を受けましょう

☎(24)2111 内線 232・233 番

